議案第18号

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例 (小田原市都市公園条例の一部改正)

第1条 小田原市都市公園条例(昭和33年小田原市条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1中

Γ	上府中公園	小田原球場 上府中スポーツ 広場		を 」
Γ	上府中公園	小田原球場 上府中スポーツ 広場 上府中バスケッ トコート		K

改める。

(小田原市体育施設条例の一部改正)

第2条 小田原市体育施設条例(昭和39年小田原市条例第21号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(7) 上府中バスケットコート 小田原市永塚40番地

第3条第1号及び第4条第2号中「及び上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(6) 上府中バスケットコート 午前9時から午後5時まで

第17条第1項中「又は上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場又は上府中バスケットコート」に改める。

別表第2の1(4)の表の次に次の1表を加える。

(5) 上府中バスケットコート

/ -	F /\	4 n+ HH
使用万法		Ⅰ時間

専用	コート1面	市民	300円
· 守///		市民以外の者	600円

別表第2の1の備考3中「第1号」の次に「及び第5号」を加える。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 5 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

上府中公園に有料の公園施設として新たにバスケットコートを設置することとし、その名称、利用料金の上限額等を定めるため提案するものであります。